

長崎市告示第 472 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同項及び道路法施行規則(昭和 27 年建設省令第 25 号)第 2 条の規定により告示する。

その関係図面は、長崎市役所(土木部土木総務課)において告示の日から 2 週間(ただし、長崎市の休日定める条例(平成 5 年長崎市条例第 35 号)第 1 条第 1 項各号に規定する本市の休日を除く。)一般の縦覧に供する。

令和8年6月29日

長 崎 市 長 鈴 木 史 朗

1 区域変更

道路の種類	路線名	道路の区域		
		新旧の別	区 間	敷地の幅員 延 長
市道	桜町3号線	旧	長崎市桜町 7-4 地先 から	14.6m~17.0m
			長崎市桜町 7-4 地先 まで	13.0m
		新	長崎市桜町 7-4 地先 から	15.0m~17.0m
			長崎市桜町 7-4 地先 まで	13.0m
市道	興善町桜町2号線	旧	長崎市桜町 6-1 地先 から	12.2m
			長崎市桜町 6-1 地先 から	13.0m
		新	長崎市桜町 6-1 地先 から	10.5m
			長崎市桜町 6-1 地先 から	13.0m